

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律
第104号)第13条第1項及び省令第7条に基づく書面

建築物に係る解体工事

(別紙1)

1. 分別解体等の方法

工程 ごとの作業 内容及び 解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

円(税抜き)
※受注者の見積金額を記入する。

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費等)

円(税抜き)
※受注者の見積金額を記入する。

- (注) ・運搬費を含む。